

世田谷区立松沢中学校 学校生活のきまり

世田谷区では必要最低限のきまりだけを明記し、それに付随する「きまり」・「マナー」に関しては、きまりに書かれていないことを、生徒の皆さんが考えて行動できる人になってほしいという願いで、最低限のきまりだけを明記するようになっています。

松沢中学校の「学校生活のきまり」は、中学校卒業後の生活にスムーズに適用できるように、また服装に関しては、高校入試等で必要なきちんとした身だしなみを基準に考えられた最低限のきまりが書かれたものです。

学校という集団生活の中で、人に迷惑をかけない、人に嫌な思いをさせない等、集団生活に必要なことをしっかりと考え、行動できる人へと成長していきましょう。

「ルール・きまり」 = 集団の中で、みんながなるべく平等なるためにあるもの。
「マナー」 = きまりではないが、人がいやな思いをしないようにするためのもの。
集団の中のたくさんの人々が、気持ちよく生活するためにあるもの。

1 始業時間について (時間を守る = 信頼される第一歩です)

- (1) 始業時間は8時30分なので、8時05分から8時25分までに登校するように心がけましょう。
 - (2) 8時30分～8時40分は自席に着席し、静かに読書(朝学習等の場合は朝学習)をしましょう。
 - (3) 朝会がある月曜日は、指定された場所に8時30分には整列を完了します。
- *放送やzoomでの朝礼の場合8時30分には着席し、放送朝会での話をしっかりと聞きましょう。

2 登校について

- (1) 登校後の外出は禁止です。原則として忘れ物も取りに帰りません。
- (2) 自転車等での通学は禁止です。
- (3) 登下校は、標準服を規定通り着用します。特別な事情で再登校するときは標準服、学校指定ジャージ、部活動で指定された服装を着用します。18時以降は登校しないようにしましょう。
- (4) 登下校中は、交通ルールを守ります。特に大勢で広がって歩かないようにしましょう。
- (5) 8時40分以降に登校した生徒は、職員室に寄り、「遅刻カード」をもらい、教科の先生に渡します。
- (6) 土日など休業日の個人的な登校は極力避けてください。やむを得ず登校する場合は、事前に電話連絡し、登校した際には、警備員さんの許可を得てから、職員室に来てください。用を済ませた後も職員室に来てください。その後警備員さんに、用事が済んだことを伝え、下校するようにしてください。

3 届け出について

- (1) 欠席届や遅刻届は、8時15分までに「すぐーる」で提出します。
(保護者が担任に直接伝える場合は、8時10分～8時20分の間に学校へ電話をしてください)。
- (2) 早退届は、生徒手帳に保護者が記入して担任に届ける。または、保護者から電話連絡をします。
- (3) 体育の見学届は生徒手帳の届け出欄に保護者が記入して、教科担当に提出しましょう。

4 服装について (身だしなみを整えましょう = 印象は身だしなみからです)

- (1) 標準服を着用し、身だしなみを整えましょう。*上着のボタンもきちんと留めましょう。
- (2) 衣替えの時期は特定しませんが、夏服の目安は6～9月とします。また、6月1日、10月1日それぞれ前後2週間を衣替え移行期間と捉え、冬服夏服の準備をし、服装を整える機会としましょう。
- (3) コート、手袋、マフラーなどの防寒着は、授業中には着用しません。
- (4) 放課後や長期休業中、休日に登校するときは、標準服、学校指定ジャージ、または部活動で指定された服装とします。
- (5) 清潔感のある頭髪を心がけましょう。
- (6) 学校内ではセーター、カーディガン、ベストで生活できるが、登下校は標準服を着用します。
(部活動後の下校時は標準服 or 部活動で許可されているもの)。
- (7) 儀式的行事時には、標準服の上着を着用します。
ただし、1学期終業式(7月)、2学期始業式(9月)時は上着の着用は任意とします。
○新標準服の上着(ブレザー)着用時は、ネクタイ・リボンは必ず着用しましょう。
○夏の標準服は、紺・白のポロシャツでの生活も可能とします。

5 授業について

- (1) 休み時間と昼休みの予鈴の後は、次の授業の準備や教室移動をし、チャイムと同時に授業が始められるようにしてください。
- (2) 4校時終了後は休み時間ではないので、すぐに給食の準備を始めます。
- (3) 教科書や教材、体育着の貸し借りは、原則しません。(トラブルが起きています)
- (4) 筆記用具、i P a dは毎日家に持ち帰りましょう。教科担当の先生から許可されたものは、自分のロッカーにきちんと置きましょう。(すべてに記名しましょう)
- (5) 体育の授業の後は、標準服に着替え、体育着のままで他教科の授業を受けません。
(運動会の練習期間や大掃除など、特別な場合を除く)

6 校内での生活について

- (1) 学習活動に不要なものは持ってこないでください。不要物は担任が預かり、保護者連絡をした後、保護者の方に返却します。
- (2) 不要な金銭は持ってきません。部費の提出など事情があって持参した場合は、朝のうちに担任または部活動の顧問などに預け、教室に置いたままにしないでください。
- (3) 学習教材はもちろん、体育着や傘、靴など自分の持ち物には必ず記名しましょう。
- (4) 上履き、下履きの区別をつけてください。昇降口のスノコには、土足であがりません。
- (5) 委員会活動以外では他クラスに入らないようにしましょう。また、体育館や格技室には授業や集会などで使う以外は、入りません。
- (6) 公共物を大切にしましょう。
- (7) 校舎内では危険なので暴れたり、走り回ったりしないでください。
- (8) 雨や雪の時は校庭を保護することから、タータン or コンクリート部分を歩くようにしましょう。体育館棟に行くときは、校庭を横切らず、校庭の隅を歩くようにしましょう。
- (9) 清掃終了後、清掃分担区域の消灯・戸締まり等を確実に行います。
- (10) 下校時刻を守ります。学級、学年、委員会の活動などで下校時刻以降残る場合は、担当の先生の許可を得てください。
- (11) 放課後、部活動などで残る場合には、教室に荷物を置かず、活動場所に持って行きます。
*教室には戻りません。
- (12) 校舎裏には立ち入らないでください。

7 飲み物について

- (1) 水筒は持参してよい。水筒が用意できない場合は、ペットボトルを持参してもよいが、必ずペットボトルホルダーに入れましょう。
- (2) その際、ペットボトルは必ず自宅に持ち帰り、処分してください。世田谷区立の学校では、ペットボトルを処理できません。